

●質問及び回答

水道記念館来場車両等誘導警備業務

No	質問日	公表日	質問事項	回答
1	2/7	2/9	業務内容2の「駐車場及び通路における混雑時の雑踏整理誘導」とは歩行者と来場車両の両方という解釈でよいでしょうか。	お見込みのとおり、来場車両と歩行者双方の誘導を行うものです。
2	2/7	2/9	業務内容2は交通誘導警備業務も入るという解釈でよいでしょうか。	公道における車両の誘導等のいわゆる交通誘導警備業務については業務内容に入りません。
3	2/7	2/9	業務内容4の「全体の指揮を統率する主任」とは現地警備隊長という解釈でよいでしょうか。	当該主任は、各日に配置される警備員の中から定めていただき、当日従事される警備員全体の指揮を統率していただきます。
4	2/7	2/9	業務の履行及び提出書類2の業務責任者とは現地警備隊長のことでしょうか。または会社における管理職が担うということでしょうか。	業務責任者は、業務全体を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために委託者との連絡調整を行っていただく方です。 どのような立場の方が担当されるかについては、特に制約はございません。
5	2/7	2/9	警備員等の適正配置2において、施設警備検定2級以上との記載がありますが、雑踏警備または交通誘導警備検定は該当しないのでしょうか。	雑踏警備検定や交通誘導警備検定の資格は要件としておりません。
6	2/7	2/9	別紙1の勤務日一覧表に配置ポストが記載されておりますが、これは休憩要員を含む数でしょうか。	勤務日一覧表に記載している配置ポスト数は、各日で従事していただく人数で、休憩要員を含みます。
7	2/7	2/9	法定休憩の取得方法は受託者に一任されるということでしょうか。	本業務の履行に差し障るような形でなければ、具体的な取得方法等はお任せいたします。
8	2/7	2/9	休憩及び荷物の保管場所等がありますでしょうか。	水道記念館内に、手狭ではありますが休憩に使用していただけるスペースがございます。関係者以外立ち入り禁止のスペースであるため、貴重品を除き荷物の一時保管も可能です。 なお、これまでの業務においては、車両で通勤される方はご自身の車両で休憩等される方が多かったです。

●質問及び回答

水道記念館来場車両等誘導警備業務

No	質問日	公表日	質問事項	回答
9	2/7	2/9	トイレはどこを利用することになっていますでしょうか。	藻岩浄水場の警備員室後方にあるトイレをご利用になれます。
10	2/7	2/9	警備員は車両で通うことが可能でしょうか。可能な場合、駐車スペースに指定場所はありますか。	車両で通うことが可能です。その場合、藻岩浄水場の警備員室右横のゲートから中に入ったところに駐車スペースがございます。
11	2/7	2/9	業務で使用するトランシーバーは受託者の事務所で保管・充電することになるのでしょうか。	水道記念館事務室で保管・充電することも可能です。